

◎推進C、宅建マイスター1万人を目標
― 宅建士の上位資格のポジション確立へ

不動産流通推進センターは、2月16日に「第2回宅建マイスター認定試験」を実施する。宅建マイスターは、宅地建物取引のエキスパートとして、14年から3日間の研修受講と修了試験により認定してきた。昨年8月に制度を見直し、より問口を広げるため研修受講型に加え試験制度も導入された。将来的には、売買を中心に不動産業に従事する宅地建物取引士のうち、1万人規模の資格者輩出を目標としている。

宅建マイスターは、取引に内在するリスクを予見したうえで、それを重要事項説明と契約書に反映させる能力を問う同センターの認定資格。顧客満足度を優先し丹念な調査で安心・安全な取引を実現するのが目的で、宅建士の上位資格としてのポジション確立を目指している。昨年の試験初回は247人が受験し、112人が合格した。研修受講による取得と合わせて現在400人超が認定されている。

16年の宅建業法改正で、不動産業界の事業者団体に対して、従業者に体系的な研修を実施するよう努力義務が課された。同センターも改正を受けて、宅建マイスターを頂点とした体系的な従業者教育制度の整備に尽力する方針。

第2回宅建マイスター試験は2月16日午後4時〜5時30分。会場はAP市ヶ谷およびTKP市ヶ谷カンファレンスセンターANNE X。受験資格は①宅建士取得後5年以上の実務経験がある②実務経験は5年未満でも同センター実施の「不動産流通実務検定『スコア』」で600点以上の成績であること―のいずれかを満たす人。四肢択一試験と記述式試験を実施する。受験料は8000円(税込)、申し込みは同センターウェブサイトで2月5日まで受け付ける。